

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 渕木 幹男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府堺市南区竹城台三丁21番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役CEO渕木幹男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しており、当社（金額的に重要性が僅少である事業部を除く）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前事業年度の売上高の概ね2／3に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、外注費及び人件費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

当社は、2025年10月17日に公表した「東京証券取引所への『改善報告書』の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、活発な市場が存在しない暗号資産の評価に関し、過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正を行いました。

また、当社は上記訂正に伴い、当社の財務報告に係る内部統制の再評価を実施した結果、決算・財務報告プロセスにおける不備が認められ、かつ当該不備は財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断致しました。

本件を経営上の重要な課題と真摯に受け止め、当該不適正開示の発生原因を分析したうえで、暗号資産の取引及び評価に関する社内規程の整備・明確化、評価プロセスの厳格化、モニタリング体制の強化など、再発防止策の実施に取り組みました。この結果、評価基準日（2025年12月31日）までに必要な整備を完了し、かつ運用状況の確認手続きを実施した結果、当会計年度末日時点においては、当該不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

具体的な再発防止策と開示すべき重要な不備の是正結果は以下の通りです。

（1）暗号資産関連規則及び事前承認手続きの整備

従前より当社の社内規程として備えておりました金融資産運用規程、暗号資産取引細則、役員規程、関係会社管理規程の内容を見直し、これらの規程の適用を子会社及び関連会社に広げるとともに、その運用を徹底することといたしました。

これにより、当社の役職員が関与する関係会社が暗号資産取引を実施する場合には、当社の経営会議の事前承認を必須とし、また承認申請にあたっては、取引目的、取引内容（取引量、金額）、取引の実施主体、取引後の影響等を

明記した事前承認申請書の提出を義務付け、承認履歴についても記録・保存を行い、取引の正当性と透明性を担保する体制といたしました。

(2) 当社グループ会社間における価格影響取引のリスク管理体制の構築

同一の暗号資産について、子会社等の当社グループ複数社が同時期に同一方向で大口取引を行う場合、相場への影響や価格形成の偏りが生じるリスクがございます。このため、特に期末・決算発表前後など市場の敏感なタイミングでは、各社の取引予定を事前に一元的に報告・把握する仕組み及び必要な場合には取引を一律に制限する仕組みを整備し、加えて、当該取引内容については、コンプライアンス部門による牽制機能が働くよう、利益相反・相場形成リスクの観点からレビューを実施し、必要に応じて取引中止や内容変更の勧告が可能な体制を整備いたしました。

(3) 定例会議における議事記録および出席記録の整備

資本関係がある関係会社間で実施される定例会議、特に暗号資産に関連する市場戦略や方針を共有する会議については、会議開催ごとに議事録の作成を義務付け、出席者氏名及び主要な発言内容を記録することとし、配布資料や使用資料も含めて、取引に影響を及ぼし得る情報の共有の有無が後から検証可能となるよう、文書・データを一元的に保管管理する体制を構築いたしました。

(4) 役員の兼任（関与）体制の見直しおよび解除

当社取締役が複数のグループ会社、特に暗号資産関連企業の取締役や執行責任者を兼任する体制につきましては、利益相反や暗号資産市場への影響リスクを高める要因であることを踏まえ、原則として暗号資産取引執行責任者の兼任を禁止し、やむを得ず兼任が必要な場合には、徹底した情報遮断措置（取引実行部門と他部門の物理的人的分離などいわゆるチャイニーズ・ウォール）の導入、関与範囲の明確化、役員が兼任する会社間の取引等の重要取引に対する事前承認制の導入等の管理措置を講じ、グループ全体としての透明性とガバナンスの強化を図りました。

(5) 暗号資産市場の特性に応じた評価方法の検討

暗号資産市場の参加者や暗号資産の特性に応じた適切な資産評価を実施するようにルールを策定いたしました。特に、当社との関係が深い者の運営する暗号資産市場については、典型的に市場参加者の偏りが起こりやすいことから、そこで取引される暗号資産の評価については、評価の都度、対象となる暗号資産の過去数ヶ月の取引量を調査し、取引が集中している時期の有無、関係会社等の取引参加者の有無、及び取引価格の価格形成の推移を確認した上で、評価時点において異常値の有無を測定し、当該市場における価格を採用すべきかどうか決定する等のより厳しい基準に基づいて評価を行うことをルール化し、監査法人及び当社関係部門と連携することとしております。

(6) 市場特性に対する認識あるいは自覚を促す施策と暗号資産の取引及び財務経理処理に関する研修機会の確保

暗号資産の取引及び会計処理に関する知識不足や注意不足が本件を招いた一因であることを踏まえ、会計基準について最新の実務や知識を得られるよう会計税務等に関する資料の収集、購買を継続して行ってまいりますとともに、暗号資産取引及び経理に関わる役職員に対しては、これら資料の内容を随時共有し、市場特性に関する認識及び自覚を維持・醸成するため、年1回の社内研修を実施、さらに年1回の外部研修（セミナー含む）参加を必須とすることにいたしました。暗号資産市場の構造的特性（流動性、出来高、価格形成メカニズム等）や、活発な市場が存在しない暗号資産については、その市場特性（取引量と価格形成）を理解させるとともに、資本関係がある関係会社の発行する暗号資産等において、関係者取引が市場価格に及ぼす影響に関して、「市場構造を理解し、関係者取引により市場を歪めない」「価格形成の公正性を最優先とする」ことを基本理念として暗号資産市場に対する理解を継続的に深めてまいります。

(7) 内部監査の強化

これまで内部監査の対象外だった暗号資産市場取引のモニタリングを監査計画に組み込み、定期的なレビューを実施すると共に、再発防止策の実施状況についても、継続して監査を行うことといたしました。

(8) 監査法人との連携強化

暗号資産の評価の際に、監査法人と当社の担当部門（財務・リスク管理等）との間で、上記の内容を都度確認するとともに、暗号資産の評価の実施後に、監査法人と当社との間で評価に関する相互レビューの機会を設け、評価過程や使用データの整合性・客観性について検証を行うことといたしました。この際に監査法人の指摘事項や改善の提案があれば、その内容を適切に反映できるよう整備いたしました。これにより再発防止の体制のさらなる整備と運用を

図ってまいります。

今後につきましても、上記の再発防止策を確実に定着させるとともに、リスクを適切に把握・管理する体制を高度化し、安定的かつ適正な運用を行う体制の整備・強化に努め、その実効性を確認してまいります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。